

## 答 申 骨 子

### 1 控訴人の住民票コードを削除する方法について

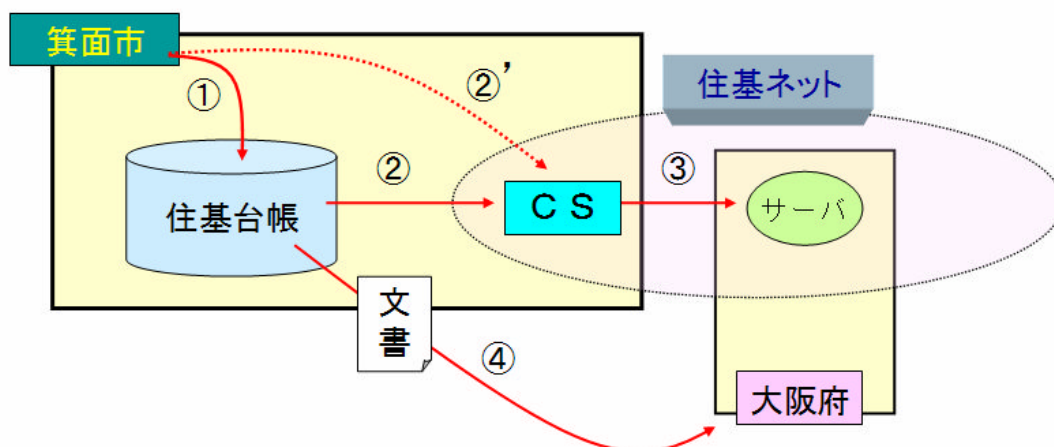
われわれは、まず控訴人の住民票コードを削除する方法について、高裁判決を受けて箕面市がなすべきことを法的、行政的およびシステムの側面から検討し、次のような結論に至った。

- ① 住基法施行令第16条にもとづき控訴人の「住民票コードの記載された住民票」を除票すると同時に、住民票改製フラグ欄に「1」を入力した「住民票コードを削除した住民票」をあらたに作成することで控訴人の住民票を改製する。
- ② コミュニケーションサーバの控訴人に係る本人確認情報に異動事由として「職権削除コード」を記録する（②' 必要でなくなった住民票コードの箕面市個人情報保護条例第7条にもとづく削除）。
- ③ 住民票コードが削除された本人確認情報の住基法第30条の5第1項および第2項にもとづく電気通信回線を通じた送信が可能となるまでの合目的な方法として、「職権削除コード」を含む本人確認情報を大阪府サーバに送信する。
- ④ 住民票コードが削除された本人確認情報の住基法第30条の5第1項および第2項にもとづく電気通信回線を通じた送信が可能となるまでの合目的な方法として、住民票コード削除に係る本人確認情報を「文書」により大阪府知事に通知する。

なお、箕面市の住民情報システムが平成19年11月からはRKKによる新システムへ移行する予定であり、上記の具体的な作業は、この時期に合わせて行うことが合理的であると思われる。

#### 【参考図1】

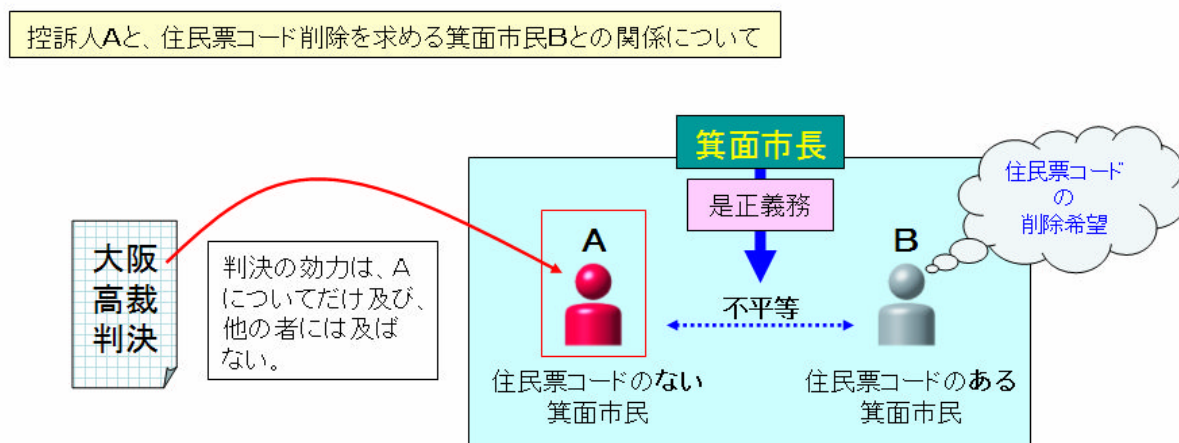
控訴人の住民票コード削除について



## 2 住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民に対する対応について

住基ネットでの自己情報の運用を希望しない他の住民に対する対応については、住基法に基づく市長の措置や住民票コードの記載義務、通知義務との関係、本人確認情報の目的外利用などのプライバシー侵害のおそれについて、住基ネットのセキュリティ、他の住民や箕面市行政への影響、箕面市の条例における問題などを検討し、平等原則からの要請からも、本人確認情報の提供を希望しない住民について控訴人と同一の方法により、住民票コードを削除することは、住民基本台帳法に基づく措置として必要かつ適法であるとの結論に至った。

### 【参考図2】



## 3 電子自治体の推進

最後に電子自治体の推進について付言する。

総務省は平成 19 年 3 月 20 日に「新電子自治体推進指針」を策定した。2010 年度までに便利・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、各地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考になるものとしている。

第 4 次箕面市総合計画においては、「みのおプラン 2010」として、既に様々な施策を推進している。とくに、「暮らしを支える」の項目では、インターネットの活用をうたい、多様な情報メディアの活用を視野に入れており、既に総務省の指針に適う施策が色々と進められている面も多い。

実際、平成 19 年 11 月から稼働予定の住民情報システムにおいては、「レガシー（旧式）システム」からシステム更改時期を捉えて、計画的に Web ベースのシステムに移行し、オープン化を推進している。また、情報システム調達の透明化・効率化では、情報システムの品質を確保する施策として SLA を導入している。さらに、住民の視点に立ったワンストップサービスを実現するために、総合窓口システムを設けることになっている。しかし、CIO 補佐官等に外部の人材を登用する施策も是非検討するべきであるし、情報セキュリティ監査の推進は急を要するものである。

もちろん、電子自治体の推進にあたっては、住民視点と費用対効果の視点が重要であるが、電子自治体は、住民のためのものであり、住民の便利・効率・活力を実感できるものでなければならない。したがって、住民への分かりやすい情報提供としては、住民の視点から、ホームページを評価し、刷新していく必要がある。電子アンケートの実施やパブリックコメントの公募など、行政により幅広く住民の意見を反映する取組を推進していくことが望まれる。

住基ネットの運用にあたっては、住民視点と費用対効果の視点が重要であることはいまでもなく、住民の視点にたち、そのニーズに対応できるよう柔軟で合理的なシステムとされることが求められる。

以上